

第166回国会閣第82号に対する修正案

第168回国会衆議院厚生労働委員会可決

最低賃金法の一部を改正する法律案に対する修正案

最低賃金法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第九条及び第十条の改正規定のうち第九条第三項中「当たつては」の下に「、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう」を加える。